教　特　第６９５号
平成２０年3月３１日

写

各県立特別支援学校長　様

埼玉県教育委員会教育長

特別支援学校放課後児童クラブの県立特別支援学校施設の利用について（通知）

国においては、放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として放課後子どもプラン推進事業を進めております。

本県では特別支援学校に通学する児童生徒の放課後の健全育成を図るため特別支援学校放課後児童対策事業を実施しております。

これらのことを踏まえ、特別支援学校放課後児童クラブが、学校教育上支障のない範囲内で、県立特別支援学校の施設を利用する際に必要な事項について、別添の「特別支援学校放課後児童クラブの県立特別支援学校施設利用要綱」等を定めたので適切に取り扱われるよう願います。